



令和8年1月13日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## スポーツ推進委員及び社会教育委員に支払う 費用弁償の過少支給について

非常勤特別職であるスポーツ推進委員及び社会教育委員が、旅費規定に準ずる出張をした場合に支給する費用弁償について、金額を誤って少なく支給していたことが判明いたしました。

今後、同じことを繰り返さないよう再発防止に努めてまいります。

記

### 1 概要

非常勤特別職であるスポーツ推進委員及び社会教育委員が、旅費規定に準ずる出張をした場合に支給する費用弁償のうち、旅行雑費、宿泊料、食卓料について、本来、特別職員の区分の金額を支払わなければならなかつたところ、一般職員の区分の金額（特別職員の区分より少額）での支払いをしたものです。

今回の追加支給の対象者及び総額は、スポーツ推進委員が40人で31,700円、社会教育委員が10人で2,100円となっています。

#### ●旅行雑費

旅行に伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄う費用が含まれ、日数に応じて支給する。

	市内・ 特定近隣地域	県内・ 近隣地域	その他
特別職員	0 円	300 円	1,700 円
一般職員	0 円	200 円	1,300 円

#### ●宿泊料及び食卓料

夕食代、朝食代、宿泊料金及び宿泊に伴う諸雑費であり、宿泊数に応じ支給する。指定または紹介（あっせん）された施設に宿泊する場合で、朝食と夕食が提供されない場合には、例外的に食卓料の定額に相当する額を支給する。その際、どちらか一食が提供されるときは、食卓料の定額の1/2に相当する額を支給する。

	宿泊料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
特別職員	14,500 円	2,800 円
一般職員	13,000 円	2,200 円



### 2 追給の期間及び対応

地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効に基づき、過去5年間の支払い実績から抽出した対象の委員に対し、本来支払うべき費用弁償の差額を追給します。なお、既に辞められた委員に対しては、個別に連絡を取り、追給の手続きをご案内します。

### 3 対象の委員数及び追給総額

※令和2年度からの過去5年間

	対象者数	追給総額
スポーツ推進委員	40人	31,700円
社会教育委員	10人	2,100円

### 4 原因と再発防止策

費用弁償の支払い事務の際、豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の規定を失念し、一般職員と同様と判断し支払い事務を進めたものです。

再発防止策としましては、職員に対し条例及び規定の周知、確認を図り、支払い事務を適正に行うよう徹底してまいります。

### 【お問合せ先】

#### ●スポーツ推進委員関係

豊川市教育委員会 スポーツ課 二村・渡辺

TEL:0533-88-8036 Eメール: sports@city.toyokawa.lg.jp

#### ●社会教育委員関係

豊川市教育委員会 生涯学習課 渡辺・早稲田

TEL:0533-88-8035 Eメール: gakushu@city.toyokawa.lg.jp